

国税通則法施行規則第 15 条第 1 項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第 9 号

国税通則法施行規則第 15 条第 1 項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成 28 年国税庁告示第 7 号）の一部を次のように改正し、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 53 号）附則第 3 号に掲げる規定の施行の日から適用する

令和 6 年 3 月 30 日

国税庁長官 住澤 整

次の表により、改正後欄の傍線を付した部分を追加する。

改正後	改正前
[1～56 略]	[同左]
56 の 2 <u>国税徴収法第 133 条第 6 項（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 11 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書</u>	[号を加える。]
56 の 3 <u>国税徴収法第 133 条第 7 項（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 11 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書</u>	[号を加える。]
[57～81 略]	[同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	